

公 示

下記のとおり、福島国際研究教育機構周辺における外国人材の受入れに関する検討業務に係る企画競争を行います。

令和 7 年 10 月 14 日

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官

木村 公一

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官 木村 公一

2 企画競争の内容

(1) 事業名

福島国際研究教育機構周辺における外国人材の受入れに関する検討業務

(2) 事業の目的

福島浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の 15 市町村）においては、これまで「福島イノベーション・コースト構想研究会報告書」（平成 26 年 6 月）等を踏まえ各種取組が進められてきた。福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる、「創造的復興の中核拠点」として、令和 5 年 4 月に福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）が福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）に基づき設立されたところである。

福島国際研究教育機構は、令和 11 年度末までに 50 程度の研究グループによる研究体制の構築を目指す旨を掲げており、また、施設整備について令和 10 年度の本部施設棟の完成、その他の施設について令和 12 年度までの順次供用開始を目指して進めているところ。

同機構は国内外の優秀な研究者の登用に努めるため、周辺地域においては海外から来訪する研究者が安心して研究・教育に取り組むことが出来る生活環境の整備が求められており、また、各種復興事業の活用等で、同地域に進出する企業等では外国籍の従業員も雇用されていることから、そうした方々も地域に溶け込んで、安心して暮らせる環境づくりが求められている。

これらの今後の動きに向け、外国籍の研究者の方々の受入れに向けた周辺地域の現状について把握・整理を行い、併せて、政府全体として整理している外国人材の受入れに向けた各種の対応策の中から、本地域の現状に沿った各種支援策等について抽出・

整理を実施する。

(3) 事業内容

1) 外国人材受入れに関する現状把握・課題整理

(1) 外国人材受入れ環境の実態把握

以下の①及び②について、実態を調査の上、整理を行うこと。

① 生活環境における多言語対応状況の把握

(ア) 外国人居住者に対応する行政窓口等の設置状況

(イ) 各自治体から提供される生活環境等に関する情報の外国語対応状況

(ウ) その他の公的機関（学校、病院等）の外国語対応状況

(エ) 公的機関以外の生活関連施設（商業・飲食施設等）の外国語対応状況

(オ) 外国居住者の生活を支援する機関等の立地状況

② その他、情報通信基盤等の生活環境の整備状況の把握・整理

※調査対象となる周辺地域の範囲は、福島 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）とする。

(2) 各課題への対応状況・予定等の整理

過年度の報告書や報道発表・新聞記事等の公知化された情報をもとに、各課題に対する対応状況・予定等について情報収集し、整理を行う。

(3) 課題の整理

(1)、(2) 等をもとに、外国人材の受入れ環境の整備状況及び課題について、地域全体及び個別市町村の観点から整理を行う。

(4) 活用可能な支援制度の把握・整理

(3) で整理した課題をもとに、今後、本地域において外国人材受入れ環境を整備する際に活用可能な各種支援制度について整理する。その際、必要に応じ、各支援制度を所管する部署等にヒアリング等を実施すること。

2) 多言語対応に関する先進的な取組事例の収集

(1) 先進的な取組事例の収集

多様な海外人材が滞在・居住する際に、来訪者側及び受入れ側の間で生じるコミュニケーションの円滑化等を図るために活用可能な先進的な技術の以下の活用事例について本地域の状況及び他地域の事例について調査の上、整理を行う。

①行政窓口における先進技術活用例

②生活関連施設における先進技術活用例

(2) 先進技術等を活用している自治体・団体等へのヒアリングの実施

先進技術等を導入・活用している自治体における導入の経緯、導入による効果、継続課題等についてヒアリング等を実施して把握し、整理する。

3) シンポジウムの開催

1)、2) の結果等を踏まえつつ、浜通り地域等における生活環境の課題を民間の最先端の知見や技術・ノウハウを活用して、企業・市町村の連携により解決を目指す取組を紹介するシンポジウムを第4 四半期に1 回開催する。

開催場所は浜通り地域等内とし、開催にあたって、企画内容等の検討、周知、運営の補助（当日受付・案内等、ハイブリッド開催のセッティングを含む）、資

料作成、アンケート作成・分析等を行うとともに、有識者等に対して旅費及び謝金の支払いを行う。また、当日の受付・案内等は5名程度とし、詳細については、復興庁と調整すること。

4) 調査報告書の作成

上記1)～3)について調査報告書及び同報告書の概要版を作成する。

(4) 事業実施期間

契約締結日から令和8年3月25日までとする。

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 事業の実施に関する計画が、適切なものであること。

4 企画競争説明会の開催

- (1) 日時：企画競争説明会への参加を希望する者は(3)の期日までに、5(1)(二)の担当者宛に参加申込を行うこと。
令和7年10月22日(水)14時～
- (2) 開催場所等：オンライン
ミーティングURL等は参加申込者に別途送付する。
- (3) 参加申込〆切：令和7年10月21日(火)12時

5 企画提案の手続等

- (1) 企画競争応募要領の交付期間・提案書類提出方法等
 - (イ) 企画競争応募要領の交付期間
令和7年10月14日(火)～令和7年11月12日(水)17時まで
 - (ロ) 企画競争応募要領の交付方法
企画競争応募要領の交付を希望する場合は、(二)の担当者まで問い合わせること。
 - (ハ) 応募〆切
令和7年11月12日(水)17時まで
 - (ニ) 提案書類の提出先
復興庁 福島広域まちづくり班 石川、荒木 宛
電子メール g.machi.srz@fukko.go.jp

(2) 企画提案書等の提出方法

5 (1) (ニ) あて、提出期限までにメールにて電子媒体で提出すること。

なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、PDF 形式のいずれかとする。（これによりがたい場合は、申し出ること。）

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を 1 部提出すること。

6 契約候補者の選定方法

企画競争応募要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した 1 者を選定し、契約候補者とする。

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

8 選定結果の通知

企画提案書を提出した全者に、令和 7 年 11 月中に通知する。

9 その他

詳細は、福島国際研究教育機構周辺における外国人材の受入れに関する検討業務に係る企画競争応募要領による。